

## 令和6年度 倉吉市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

### 1. 目的

倉吉市では、ふるさと納税（寄附金）制度により、本市に寄附いただいた方に対し、感謝の意を伝えるとともに、寄附の促進及び地域特産品のPR、並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者へ贈呈する商品又はサービス（以下「返礼品」といいます。）を提供いただける事業者（以下「提供事業者」といいます。）を募集します。

### 2. 提供事業者の要件

提供事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人、団体、又は個人事業者とします。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 各種法令を遵守し、生産、加工、製造、販売等を行っていること。
- (3) 市外事業者にあつては、返礼品の食品表示ラベル等に製造者や販売者等として記載される者。ただし、鳥取県が地域資源として認定している物品を提供する者及び市長が特に認める者を除く。
- (4) 返礼品の発送を確実かつ速やかに行え、発送した返礼品への苦情及び問い合わせに対して誠意と責任を持って対応ができること。
- (5) 電子メールの送受信及びパソコンによるウェブサイトの閲覧が可能なインターネット環境を有していること。
- (6) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (7) 個人情報取り扱い、その他本要項の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができる事業者であること。

### 3. 返礼品の要件

倉吉市の魅力をPRするとともに、イメージアップにつながる商品又はサービスであつて、以下のすべての要件を満たし、総務省から示される方針に基づくものとします。

- (1) 倉吉市内で生産、製造又は加工がされているものであること。ただし、鳥取和牛、鳥取県内で水揚げされたズワイガニ及びベニズワイガニは加工品を除き返礼品とすることができます。
- (2) サービスの場合は、倉吉市内で提供されること。
- (3) 発注後、速やかに（概ね1週間以内）発送できること。ただし、季節的なもの等についてはこの限りではありません。
- (4) 全国各地に発送が可能であること。
- (5) 品質及び数量について、安定供給が見込めるものであること。ただし、数量又は期間を限定して供給することを特色としたものはこの限りではありません。

- (6) 飲食物の場合は、原則として、商品到着後、一定期間の賞味期限が保証されるものであること。
- (7) ふるさと納税の趣旨に反しないものであること。

#### 4. 募集期間 令和5年11月1日(水)～11月30日(木)

※令和6年度パンフレットに掲載する返礼品の選定は、上記期間中に応募のあったものから行います。

※募集期間以降も応募は随時受け付けます。

#### 5. 応募方法

別紙「倉吉市ふるさと納税返礼品提供事業者申込書」に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し提出してください。

- ・倉吉市ふるさと納税返礼品提供事業者申込書
- ・返礼品明細書
- ・見積書
- ・市税の納付状況に係る確認についての同意書兼誓約書
- ・事業者の概要（パンフレット等でも可）
- ・返礼品の画像（解像度の高いもの） ※電子データで提供してください。

#### <注意事項>

- (1) 返礼品の発送については、メール便や60サイズ未満の小型のものを除き、市が手配する配送事業者を利用させていただきます。配送事業者が宛名記載済みの伝票を集荷場所へ直接持参します。配送料は市が直接配送事業者に支払います。  
ただし、市が手配するよりも安価で発送が可能または品の特性上、事業者で手配する必要がある等の場合は、個別に協議いたしますので（別紙）返礼品明細書に記載してください。
- (2) セット商品については、1品毎に返礼品明細書を記入してください。その場合、配送に関わる部分については代表品目のみに記入してください。
- (3) 寄附金額の設定ルールは次のとおりです。
  - ①返礼品の価格が寄附金額の3割以下
  - ②返礼品の価格に、発送に係る費用、ポータルサイト掲載費用、クレジット決済費用、広告費用及び証明書発行等の事務費等を加えた額が寄附金額の5割以下

#### 6. 提供事業者等の決定

申込内容や事業者活動等を総合的に判断して提供事業者及び返礼品を決定し、その結果を当該申込事業者へお知らせいたします。

#### 7. 個人情報の保護

提供事業者は、個人情報の取り扱いについて、倉吉市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。市から提供した寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

## 8. その他

- (1) 提供事業者は、返礼品を変更・辞退する場合や返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等での事故等の問題が発生した場合には、速やかに対応するとともに市へ報告してください。
- (2) 提供事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情があった場合には、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告してください。
- (3) 市は、申込み内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には登録を取り消すことがあります。
- (4) 市は、登録された事業者又は返礼品が、その要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消すことがあります。

**【提出・問い合わせ先】 倉吉市 しごと定住促進課地域活性係  
ふるさと納税担当**

〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253番地1（第2庁舎3階）

TEL : 0858-24-5478（平日 8:30~17:15）

FAX : 0858-22-8136

Email : furusato@city.kurayoshi.lg.jp